

議案第 29 号

野田市立あおい空の指定管理者の指定について

次のとおり野田市立あおい空の指定管理者を指定する。

公の施設の名称		野田市立あおい空
指定 管 理 者	所在地	千葉県野田市鶴奉270番地の5
	名 称	社会福祉法人野田みどり会 理事長 遠山 康雄
指定の期間		令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

野田市立あおい空の指定管理者として、社会福祉法人野田みどり会を指定しようとするものである。

野田市立あおい空指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者募集施設
野田市立あおい空

2 募集方法
随意

3 申請状況
1 者
社会福祉法人野田みどり会
千葉県野田市鶴奉 270 番地の 5

4 選定した指定管理者候補者
社会福祉法人野田みどり会
千葉県野田市鶴奉 270 番地の 5

5 選定理由
事前に提出された事業計画書等を委員 7 名で確認した結果、指定管理者候補者として適当と判断し、指定管理者候補者として選定した。選定委員会会議録は、別紙のとおり。

野田市立あおい空指定管理者候補者選定委員会会議録概要

開催日時 令和7年2月4日（火）午後4時から午後4時40分まで
開催場所 野田市役所4階 職員控室
出席委員 総務部長（委員長）、企画財政部長（副委員長）、福祉部長、行政管理課長、
管財課長、野田市立あおい空保護者代表2名
欠席委員 無し
事務局 障がい者支援課、行政管理課
関係者 社会福祉法人野田みどり会職員2名（現指定管理者）

1 開会

＜委員長から開会の言葉＞

2 議事

- (1) 保護者代表を委員に加えること及び関係者として現指定管理者である社会福祉法人野田みどり会の職員を出席させることについて
＜事務局から保護者代表を委員に加えること及び関係者として現指定管理者である社会福祉法人野田みどり会の職員を出席させることについて説明＞

＜審議の概要＞

- 施設利用者の声を仕様書等に反映させるため、野田市立あおい空の保護者代表2名を本委員会に加えること及び現状に即した審議を行うための関係者として社会福祉法人野田みどり会の職員2名を出席させることについて各委員の了解を求める。
→ 異議無し

＜審議の結果＞

野田市立あおい空の保護者代表2名を委員に加えること及び社会福祉法人野田みどり会の職員2名を関係者として出席させることを決定する。

- (2) 野田市立あおい空指定管理者の随意指定に係る審査について

＜事務局から随意指定の経緯、仕様書の変更内容及び事業計画書について説明＞

＜審議の概要＞

- 指定期間を5年間とすることについて、何か決まりがあるのか。
→ 野田市において指定管理者を導入している39施設のうち、保育所を除く施設で、指定期間を5年間としている。ただし、施設の特徴等を考慮した上で、安定した経営に資する面も踏まえ、指定期間を延長する方向で検討している。

- 現指定管理期間において、苦情及び要望があったか。
 - 日中一時支援及び短期入所について、利用者の希望どおりに受け入れてほしいと要望があるため、可能な限り利用者の希望に沿って受け入れることができるよう調整している。

- 施設職員による虐待防止の取組を教えてほしい。
 - 千葉県が実施する虐待防止研修に必ず参加し、内容を職員間で共有している。また、毎月、虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会を開催し、1か月ごとの課題と状況について話し合い、虐待防止対策を徹底している。

- 仕様書の指定管理者が行う業務について、利用決定は市が行うにもかかわらず、「医療的ケアを必要とする利用者については、市と協議すること」と記載する理由は。
 - 市及び指定管理者が協働して、医療的ケアの必要がある方を、野田市立あおい空で可能な限り受け入れる姿勢を明示する意図がある。また、医療的ケアについては、障がいの程度、必要とする支援及び医療的ケアの内容が千差万別であり、利用者によりよいサービスを提供するためには、指定管理者と綿密に協議し、調整することが必要なことから記載している。

- 配置予定労働者報告書の中に、医療的ケアができる資格を持った生活支援員は何名いるのか。また、その人数を増やす予定はあるのか。
 - ^{かくたん}喀痰吸引研修の第3号研修修了者が3名いる。今後も、積極的に研修を受講し、増やしていきたい。

- 来年度入所予定の2名については、医療的ケアが必要な方なのか。
 - 2名のうち、1名は医療的ケアが必要な方である。

- 医療的ケアに関する職員の研修について、野田市による支援はあるのか。
 - 令和元年度から病院の協力を得ながら喀痰吸引研修を実施してきたが、コロナ禍の影響で実施できなかった。来年度は、喀痰吸引研修を実施予定である。

- 配置予定労働者報告書の新規雇用予定の生活支援員4名は、新たに採用するのか。
 - 法人内異動又は新規採用を予定している。

- 現指定管理者が継続することについて、保護者代表の委員はどうお考えか。
 - ほかの保護者からも、現指定管理者の運営について問題点や苦情は聞いておら

ず、適正に運営してもらっている。指定管理者については、社会福祉法人野田みどり会に継続してもらいたい。

○ 介護人材が不足しているが、少しでも職員の賃金が高くなれば、人も集まりやすくなる。社会情勢に応じて適切に賃金を上げてもらいたい。

→ 野田市では、野田市公契約条例に基づき、最低賃金を上回る最低額を示している。また、担当課で定期的に施設を訪問し、職員配置の状況及び運営状況を確認しており、支援に影響が生じることのないよう指導している。

○ 職員配置について、指定管理者として配置する職員の採用が難しい場合はどうするのか。

→ 人材確保は、指定管理者が行うものだが、介護人材の不足は、野田市立あおい空に限らず全国的な課題となっていることから、指定管理者に任せるだけでなく、市主催の就職相談会の実施等、市も人材確保について積極的に関わっていく。

(3) 野田市立あおい空指定管理者候補者の決定について

＜審議の概要＞

○ 社会福祉法人野田みどり会を指定管理者候補者として、決定してよろしいか。

→ 異議無し

＜審議の結果＞

野田市立あおい空の指定管理者候補者は、社会福祉法人野田みどり会に決定する。

(4) その他

＜事務局から今後の日程について説明＞

3 閉会